

フロン類 引取・破壊体制の概要／実績について

1. 指定引取場所および破壊施設

指定引取場所及び破壊施設は、地域性・物流効率化・経済性等を考慮のうえ、以下の分類により設置した。……………《右記配置図参照》

＜2018 年 7 月現在＞

施設分類	施設の位置づけ及び選定要件	破壊施設 (指定引取場所)
① 地区破壊施設	<p>＜施設の位置づけ＞ 自動車メーカー等が区分した地域において回収されるカーエアコン用フロン類の処理を行うのに十分な能力を有する破壊施設</p> <p>＜選定要件＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一事業所において「指定引取場所」業務を兼務できる施設であること ・競争力のある処理コストであること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 早来工営 (株) 札幌工場(北海道) ○ エコシステム秋田 (株) (秋田県) ○ AGC(株) 千葉工場 (千葉県) ○ 三井・ケマーズ フロロ プロダクツ (株) 清水工場 (静岡県) ○ エコシステム山陽 (株) (岡山県) ○ サツマ酸素工業 (株) 鹿児島ガスセンター (鹿児島県) ○ 沖縄フロン回収処理 (株) (沖縄県)
② 自社回収破壊施設	<p>＜施設の位置づけ＞ フロン類破壊業者が自らフロン類回収業者として回収したカーエアコン用フロン類を自社施設において破壊処理を行う施設</p> <p>＜選定要件＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フロン類の運搬のための費用が発生しないこと ・競争力のある処理コストであること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ハリタ金属 (株) (富山県)

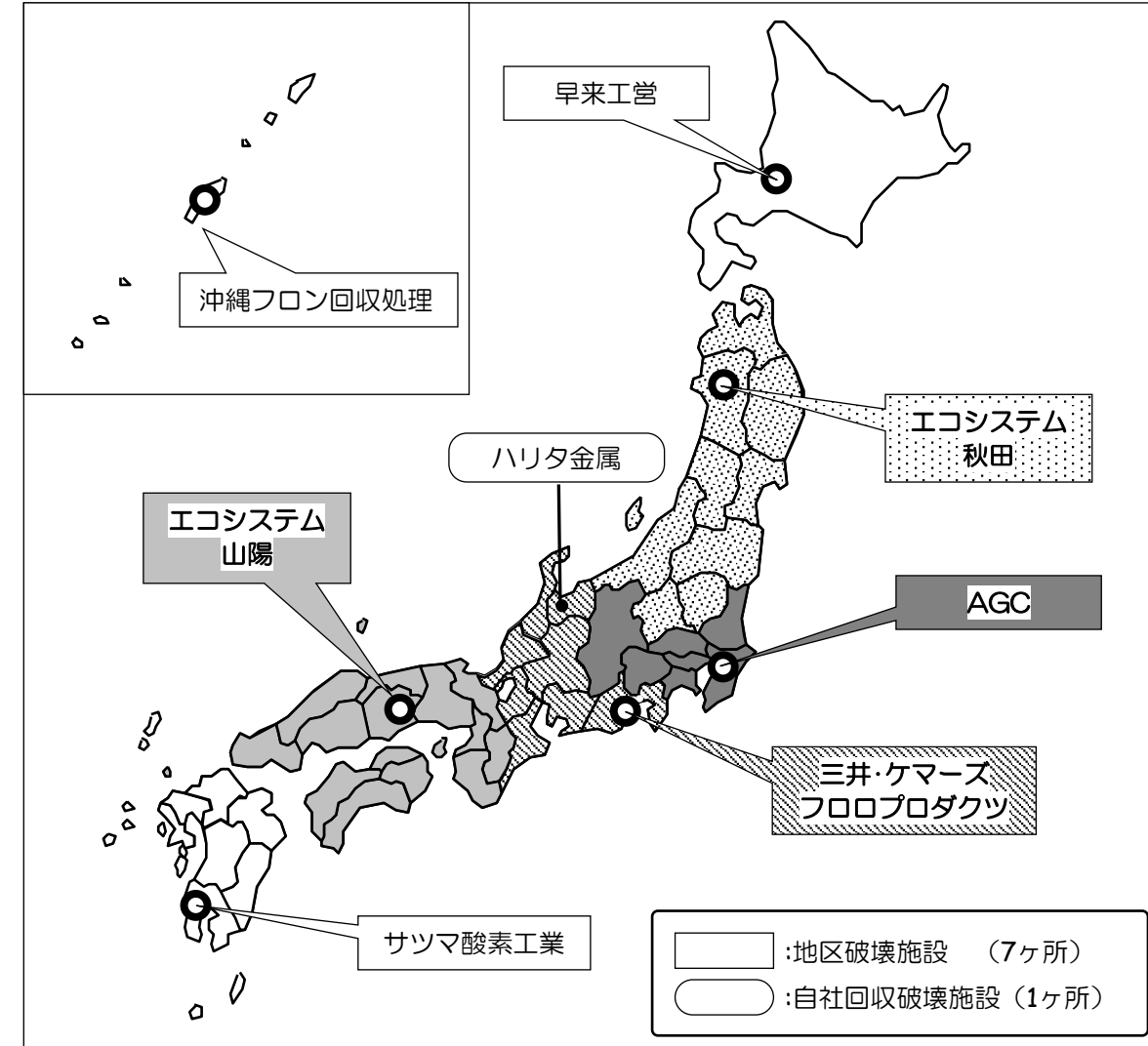
※ 地区破壊施設は契約期間満了に伴う競争入札の結果、2015 年 1 月 1 日より 5 年間上記の体制となる。

2. フロン類の運搬

指定引取場所までの運搬については、フロン類回収業者が提携運搬会社のヤマト運輸 (株) に運賃着払いにて運搬の委託を行う簡便な方式を利用することが可能。

※ ヤマト運輸 (株) の運搬委託を利用しない場合、フロン類回収業者が自らまたは他の運搬業者へ委託することにより、指定引取場所に運搬する。

《指定引取場所及び破壊施設の配置図》



3. フロン類 引取・破壊 実績 (17 年 4 月～18 年 3 月)

	引取台数	引取量 〔CFC/HFC〕
17 年度 引取・破壊実績 総計 (下段 () 内は 16 年度実績)	2,972,087 台 (2,701,536 台)	725,528kg 〔CFC: 5,079 / HFC: 720449〕 (688,729kg)
早来工営	166,818 台	40,931kg
AGC	656,012 台	175,195 kg
サツマ酸素工業	385,174 台	86,416 kg
沖縄フロン回収処理	60,232 台	11,158 kg
ハリタ金属	3,121 台	770 kg
エコシステム秋田	535,278 台	132,799 kg
三井・ケマーズフロロプロダクツ	419,989 台	103,644 kg
エコシステム山陽	745,463 台	174,616 kg